

第七問

(満点 100点)

} 第八問とあわせ
 時間 2時間

問題 1 A社は東京証券取引所に上場している会社で、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)の適用を受ける3月決算会社である。なお、A社は商法特例法第1条の2第3項に定める「委員会等設置会社」ではない。

(1) A社の今期の決算関係のスケジュールは以下のとおりとなっており、このスケジュールについて商法特例法の規定上問題がないことは確認済みである。

- ・平成16年4月27日 商法第281条第1項に定める計算書類及び附属明細書の承認に関する取締役会の開催
- ・平成16年4月28日 計算書類および附属明細書を会計監査人への提出
- ・平成16年5月25日 会計監査人は監査報告書を監査役会および取締役へ提出
- ・平成16年6月1日 監査役会は監査報告書を取締役へ提出
- ・平成16年6月28日 定時株主総会

(2) A社が被告となっている訴訟Xは三年前に提訴されたものであるが、最近の状況は次のとおりである。

A社の経営者は、これ以上法廷で争うよりも早期の解決を図ることが望ましいと判断し、平成16年2月20日の取締役会において和解の方針の承認を得たうえで、直ちに訴訟提起者(原告)と交渉を行った。

その結果、決算日後の平成16年4月22日に原告との間で和解の合意に達し、即日和解契約を締結した。その内容は、平成16年6月10日に和解金額850,000千円を支払うというものである。

(3) この訴訟について平成16年4月23日にA社の経理部長は会計監査人に以下のような提案を行った。

「和解契約締結日が決算日後であるので、後発事象にあたる。当社はこの訴訟に関しては、既に見込まれる損失額800,000千円を中間決算で引当金として計上済であるので、この3月末の決算では、和解契約締結の事実および和解金額、並びに引当金計上の事実とその金額等について、営業報告書に後発事象としての記載をしたい。」

(4) A社は連結財務諸表の作成は行っていない。また、本問にあつては証券取引所において行う情報開示(いわゆる決算短信の作成・公表)については考慮する必要はないものとする。

問 1 後発事象について、その意義と類型について簡潔に説明しなさい。

問 2 証券取引法に基づく監査の場合、監査対象となる後発事象の財務諸表上での取扱いに応じた監査報告書上における取扱い(監査意見等)について、下記の表の括弧の から に記載される適切な語句を解答欄に記入しなさい。

なお、解答にあたっては連結財務諸表との関連についての考慮は不要とする。

証券取引法に基づく監査における監査報告書上の取扱い

類型	財務諸表上での取扱い	監 査 意 見 等	
()後発事象	当該事象を財務諸表で ()場合	()	
	当該事象を財務諸表で ()場合	重要性あり	()
		重要性なし	無限定適正意見
()後発事象	当該事象を財務諸表で ()場合	()が必要と判断した場合	()
		その必要性がないと判断した場合	()
()後発事象	当該事象を財務諸表で ()場合	重要性あり	()
		重要性なし	無限定適正意見

問 3 A社の商法特例法に基づく会計監査人の監査報告書作成に際して、訴訟 X に関して提案された A 社の経理部長の考え方について、会計監査人として監査上どのように判断し、A 社の経理部長に回答しますか。

次の設問(1)から(3)について、会計監査人としての立場であなたの考え方を理由を付して述べなさい。

- (1) 和解契約の締結が後発事象に該当するかどうかについて
- (2) 和解契約の締結の事実と計上済の引当金との関係について
- (3) A 社の経理部長の考え方について

問題 2 監査対象となる後発事象に関する監査手続のうち、財務諸表(連結財務諸表を含む。)にかかる実証手続を 8 つあげなさい。

問題 3 商法特例法に基づき会計監査人の監査を受けている会社が、決算日後に発生した災害により重大な損害を被った。この事象が、以下の 1 . から 4 . のそれぞれの期間において発生したとした場合に、会計監査人、監査役会、取締役はどのような対応を求められるか。必要な対応について述べなさい。

ただし、上記事象の内容について触れる必要はない。

- 1 . 決算日の翌日から計算書類の会計監査人への提出までの期間
- 2 . 計算書類の提出後、会計監査人の監査報告書日までの期間
- 3 . 会計監査人の監査報告書受領後、監査役会の監査報告書日までの期間
- 4 . 監査役会の監査報告書受領後、定時株主総会までの期間